

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会7月臨時会)

平成18年7月28日
午前10時開会
於安芸高田市議場

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第88号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第89号 物品購入契約の締結について

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	青 原 敏 治
12番	金 行 哲 昭	13番	杉 原 洋
14番	入 本 和 男	15番	山 本 三 郎
16番	今 村 義 照	17番	玉 川 祐 光
18番	岡 田 正 信	19番	渡 辺 義 則
20番	亀 岡 等	21番	藤 井 昌 之
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

9番 松村ユキミ 10番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務部長	新川文雄	市民部長	杉山俊之
自治振興部長	田丸孝二	福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	総務課長	高杉和義
教育長	佐藤勝	教育次長	沖野清治
消防長	竹川信明	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	穴戸邦夫	向原支所長	益田博志
財政課長	垣野内壮	監査委員	上国英登

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~  
松 浦 議 長 開会前ですけども、今日の議会で執行部の方から、増元副市長と清水産業振興部長さんは他の公務がありまして、会議欠席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
午前10時00分 開会

松 浦 議 長 川角議員が所用でちょっと遅れるという申し出がございましたので、欠席扱いにはいたしませんのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達していますので、これより平成18年、第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
増本事務局長。

増本事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成18年5月分・6月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第4点、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

松 浦 議 長 以上もって諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番、松村ユキミさん、及び10番、熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

松 浦 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長、青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長 議長。

松 浦 議 長 青原君。

青原委員長 平成18年、第1回臨時会の運営につきまして、去る7月24日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。本臨時会に付議されます案件は、議案2件でございます。

議案審議についてでございますが、2件いずれも委員会付託を省略することといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

松浦議長 お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 議案第88号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第3、議案第88号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 一言ご挨拶を兼ねて議案の説明をさせていただきます。

長かった梅雨もあと数日で明けるんじゃないかという予想があるわけでございますが、特に今回の梅雨前線停滞に伴う豪雨は、気象庁によりますと2年ぶりの命名で「平成18年7月豪雨」とされたようでございます。特に鹿児島県や島根県、長野県あたりでは、人命を伴う大きな被害が出ておるようでございます。心より哀悼の意を表したいと思います。

幸い本市におきましては、人命等に関わるような大きな被害もなく梅雨明けを迎えることができました。しかしながら最近の豪雨による災害は局地的なものが多く、「いつ」「どこで」「どのような」被害をこうむるか、予測できない状況にあると思われまます。このたび、日本各地での災害の状況を教訓とし、本市におきましても普段から防災体制を整えておくこと、予防対策の必要性を強く認識したところでございます。議員各位におかれましても、市民の皆様の生命と財産を守るための様々な取組みについて、ご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本議会へご提案を申し上げます案件は、議案2件でございます。よろしく審議を賜りたいと思っております。

議案第 88 号、議案名が安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、国民健康保険税のうち介護保険分の税率について、引き上げるための必要な条例改正を行うものでございます。国民健康保険事業の運営につきましては、合併に伴う急激な税負担の上昇を避けるため、財源の調整を行うことで、今日まで加入者負担の軽減に努めて来たところでございます。医療費分につきましては本年度も、これまで同様、繰越金や基金で調整することにより据え置くこととしておりますが、介護保険分につきましては、介護納付費負担分が年々増加しており、このままの税率では将来、社会保険診療報酬支払基金への費用負担ができない状況になることが予測されるため、やむを得ず税率の引き上げを行うものでございます。

なお、本案につきましては、去る 7 月 20 日、本市の国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただき、原案どおりの税率改正について、是とする旨の答申をいただいたところでございます。

よろしくご審議の上、議決をいただきますようによりしくお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

杉山市民部長

それでは、議案第 88 号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての要点説明をいたします。

今回の改正内容につきましては、あらかじめ説明資料を配付しておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

まず第 6 条から第 7 条の 3 までは介護分の税率の改正であります。第 6 条は所得割の税率ですが、改正前は 100 分の 1.1 を 100 分の 0.6 引き上げて、100 分の 1.7。

第 7 条は資産税の税率ですが、改正前は 100 分の 9 を 100 分の 3 引き上げて 100 分の 12 に。

第 7 条の 2 は均等割の税額でございますが、8,400 円を 1,200 円引き上げて 9,600 円。

第 7 条の 3 は平等割の税額でございます。4,500 円を 900 円引き上げて 5,400 円に改正するものでございます。

第 13 条第 1 項からは軽減額の改正であります。まず、第 13 条第 1 項第 1 号ウですが、介護均等割の介護分均等割の 1 人当たりの 7 割軽減額が 5,880 円から 6,720 円に。

同号エにつきましては、平等割りの 1 世帯当たりの 7 割軽減が 3,150 円が 3,780 円。同項第 2 号ウですが、介護分均等割の 1 人当たりの 5 割軽減額が、4,200 円が 4,800 円。同号エにつきましては、平等割の 1 世帯当たりの 5 割軽減額が、2,250 円が 2,700 円に。

同項第3号ウですが、介護分均等割の1人当たりの2割軽減額が1,680円が1,920円に。

同号エにつきましては、平等割1世帯当たりの2割軽減額が、900円が1,080円に改正するものであります。施行期日は公布の日から施行し、平成18年度課税分から適用になります。

なお、第13条の関係の世帯についての軽減判定基準については、下の欄外に記載しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

また、現行税率と改正案税率によってそれぞれ試算をして比較をいたしますと、介護分の課税必要額は7,705万8千円でありましたが、現行税率で試算しますと、課税見込額が5,932万1千円となり、1,773万7千円が不足の状態となります。改正税率案では、課税見込み額では7,541万5千円となり、1,609万4千円の増額になると試算しております。また、軽減対象世帯につきましては、試算をすると前年度と比較いたしまして、7割軽減世帯が50世帯の減、5割軽減世帯が17世帯の減、2割軽減世帯が45世帯の増となりまして合計で前年度軽減世帯が992世帯。18年度の引き上げ案軽減世帯では、970世帯となりまして22世帯の減になるのではないかと試算しております。

以上で、改正内容の要点説明を終わります。よろしくお願いたします。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

熊高議員

議長。

松浦議長

10番 熊高昌三君。

熊高議員

国保税の条例の一部を変更ということですが、国の施策の流れの中で、いろいろ地方に影響が出てくると、そういった流れの中での改正というかたちになっておるといふふうに思いますが、先ほど市長の説明にもありましたように、健康保険の運営協議会で協議をされ、原案どおり認めていただいたということではありますが、こういった時期でありますので、いろいろご意見も出たように思いますが、どのような意見が出て、その結果2点あまりの附帯というんですかね、そういったものも付されておるようですが、そういった審議会の状況というのをもう少し詳しくお聞かせ願いたいというふうに思いますし、この税条例については合併当初からいろいろ据え置いてきた経緯があるわけですから、当然こういった状況というものは予測をされた中での改正と

ということになると思いますが、これまでこの改正に向けてのできるだけ抑制をするというふうな取り組みが当然なされてきたように思いますが、そういった合併当初からの取り組み、あるいは数値的な目標というのをどういうふうに置かれて、結果的に今のような状況になったかと、というようなところをもう少し経緯をお聞かせ願いたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

廣政福祉保健部長

国保運営の審議会の内容につきましては、当日に20名の審議会の委員がおられます。1号からそれぞれの学識経験者、公益代表者の方々それぞれおられまして、それぞれの立場での今回の改正についてご審議をいただいたところでございます。原則的には、それぞれのこの国営運営につきましては、ある程度の財政決算、17年度の決算状況等を報告いたしました。それに伴いますご意見等いただいたところでありますが、意見書の中につきましては、滞納のひとつの対応の仕方、これにつきましては、それぞれ過年度合併当初からの持ち越し金の滞納金額等もございまして、公平適性に欠けるひとつの指摘等もいただいたところであります。当然、この滞納につきましては、公平適性に欠けるといふかたちで適性処理に、法的処置も合わせて滞納の整理をさせていただいておりますということ、まず報告させていただきました。

もう一件につきましては、いろいろこの国保につきましてはそれぞれの立場の方もおられますわけですが、この健康の増進というひとつの保持という目的ということも十分ご理解をいただくと、組合員の方にそれぞれご理解いただくということが、努力が必要だろうということであります。それぞれサービス事業等も合わせまして、今後の検討課題であるというようにご答弁を申し上げたところでありますし、まあ予防接種等の無料化とかいろいろなご意見をいただきました。最終的には答申をいただきましたのは、この安定経営に期するための処置であります。この会計につきましては、加入者の理解を得るためには今後医療費の抑制対策、また滞納保険税の収納強化の徹底を講じられたいというご意見をいただいたところであります。この税率改正につきましては、やむを得ないという最終的には全員一致での答申をいただいたところであります。

この国保運営につきましては、18年度事業にもいろいろ事業を掲げております。原則的にはひとつは大きな問題は、この滞納の整理の仕方であるように思いますし、またこの事業につきましては、市民の健康保持増進というひとつの大きな為の目的の保険であるということ、市民の皆様にも周知をさせていただくということが大きなことであろうと考えております。目的数値等も合わせまして、この医療費が重なるということは、当然我が本市につきましては今後とも考えられると言いますのは、ひとつは高齢化ということでございます。この高齢

化に対するひとつの対策としての保険事業、健康対策というものを十分今後とも充実していく必要があると、このように考えておるところであります。数値的には現在のところ、はっきり申し上げられませんが、この医療費につきましても当然、下げて、ひとつはレセプト点検の方もある程度充実をさせていくということもありますし、職員の研修等も重ねていく必要もあるように思います。また事業につきましてもいろいろ健康教室等の開催等も今重ねておりますけれども、これをさらに充実してまいりたいというところでもあります。

よろしく申し上げます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

熊高議員

他に質疑ありませんか。

松浦議長

それじゃ答弁になってないですよ。

もう一回質問して下さい。

熊高議員

答弁とみなさなきゃ。

1点は答弁されましたけども、合併当初からの取り組みの経緯という、目標というのはまったく話をされてないんですね。

松浦議長

答弁を求めます。

廣政克行君。

廣政福祉保健部長

申しわけありません。

合併当初は大体6町がまず基金を持ち合わせという形で、9億2千万弱ですが、正式に申し上げますと9億1,910万8千円の基金を持ちよりました。当然6町でありますから、この国保税のある程度高いところもありますれば、安いところもそれぞれありまして、大体その中間的なところで、まず一遍にあげられませんので、ある程度中間的なところで押さえていこうという考えのもとです。大体合併時に16年度になりますけども、1億9,400万程度のこの基金を取り崩しまして、この6町の国保税の調整を図ってきたところであります。これも医療費もこのたび据え置きますのは、ある程度この単年度収支によりまして、前年度の繰り越しをこのたびは1億4千万程度生じておりますので、それと基金の積み下しというかたちで、なんとかこの医療費につきましては、据置きすることができるんではなかろうかと考えております。ただ、この9億2千万弱の金額につきましては、すべてがこの調整には使われないというのがひとつあります。と言いますのはこの医療費の大体3ヵ月分は、基金としての有事に対しての備えということがあります。本市におきますと大体それが5億5千万程度、必要じゃないかというように担当課の方は考えておりまして、大体その調整、逆に言いますと差額の3億7千万程度が調整基金の方で持っていられるという考えで、この3年間を調整をしまいったわけです。大体これが、残りが大体このたびで、5千万円程度調整基金としては弱いくらいしか残らないと、これにつきましては来年度も少々、決算もありますが、医療費の控えということも努力して、重ねていかにや



いけんわけですけど、この自由なるお金が残りわずかというかたちになります。そういった意味でこの3年間は、皆様方の6町の持ち寄りの基金で調整してまいりましたが、ある程度本年度ぐらいまでが、この基金の対応的な年数になるのではなかろうかというように考えておるわけでありまして、来年度以降は今の現状では、医療費の次第によってはまた値上げということもあろうかと思えます。こういった財政状況もある程度、広報紙等でも市民の皆様にご理解いただくということが必要だろうと思えます。合併後のこの国保税の据置きと調整につきましては、この基金によって調整をさせていただいたというのが現状であります。

松 浦 議 長

答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

これまでの合併以後の取り組みというのは、数値的ないろいろ見通しというのは当然やってこられたんだらうというふうに思いますが、政策としての抑制策というんですかね、そういったものが運営協議会でも意見として出ておりましたけど、そういったことが果たして十分やってこられたかということが問われると思うんですね。今部長も言われたように、また今後も値上げをするそういった状況もあるのではなかろうかというようなこと、そのなかで市民の理解を得ていく必要があるというふうに言われましたが、やはり手をこまねいておって、当然どんどんあがるものはあがるというような状況になるのではなかろうかという気がしますし、国もそういった状況ではいけないということではいろんな方針変換をやってきておるわけですね。そういった観点からしても、やはりこういった状況を市民にお願いするといったことになると、これまでの何をやってきたのか、そしてこれからどういった方向をしていくんかというようなことを示しながら、市民の理解を得るとというのが本筋でないかなという気がします。

もう1点お聞きしたいのは、そういった状況の中で、当然今それぞれの額を言われましたけども、それぞれ所得階層によっていろいろ負担の違いということが出てこようと思うんですね。そういった部分でそれぞれの所得階層において、負担というのがどの程度に意識されるのか、そういったものが当然把握をされているというふうに思いますし、あるいはそのことによって、滞納というのがさらに増えてくるのではないかという懸念がするわけですね。だからそういった対応というのでも合わせてやる必要があると思うんですね。そういったことをこういったものを提案するにおいて、どのように対応を考えておられるのか、その辺を1点としてお伺いします。

もう1点市長の方にお伺いしたいんですが、先ほど言いましたように、やはり施策としての抑制策というんですかね、そういったものを

どういふふうに打ち出していくのか、来年、再来年そういった見通しをどのように持って、それをどういふふうに数値目標を持って、ある程度押さえていくための手だけをしていくのかといったものが当然あると思うんですね。そういったところを少しお伺いしてみたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

廣政福祉保健部長

まず、福祉保健部長 廣政克行君。

まず、ご意見のとおりでありまして、この国保というひとつの一部組合と言いますか、特別会計と言いますか、それぞれこの健康のひとつの考えというものがいかに個人のそれぞれの方に認識をまずしていただくかという啓発も必要だろうと、このようにまず考えます。当然、自分の身体でありますし、そのお医者さんに掛る、掛らんという前にその健康、特に生活習慣病と感心と申しますか、ある程度感心を持っていただく。これをひとつの考え、保健事業として、それぞれ取り組んでおります。18年度におきます、17年度までそれぞれ合併して国保事業に取り組んできておりますけど、18年度の事業計画としては大きく掲げますと、4項目程度の計画を考えております。1つとしましては、先ほど申し上げました収納率の向上の対策の推進。また、2つ目としましては、レセプト点検調査の充実。また、強化等の職員の資質の向上等の研修の重ね、医療費適正化の中心として掲げております。また、この市民のそれぞれの健康増進保持というひとつの考え方で申しますと、保健事業の中にはひとつの生活習慣病の慢性疾患に対するためのこの本年度、国民健康保険団体連合会からひとつの援助もいただきますが、医療分析のアドバイザー事業というひとつのかたちを取り組んでまいりたいとこのように考えております。これにつきましては、いろいろ医療費がどのようにかかって、どのような年度で、本市としての医療費の分析としてというのがまず科学的にひとつの分析をして、今後との対応策を考えてまいるといふひとつの考え方を持っております。

4つ目としては、先ほど申されましたように市民へいかに徹底ということですが、やはり広報等につきまして医療費のまた、財政状況なり考え方なりを、収納率にも係ってくると思えますし、そういった点のひとつの広報で大きな事業を重ねて進めてまいりたいと、ここで大きく掲げての4つの項目を掲げてまいります。

問題のこのたびの改正の介護保険の給付であります。大体平均で介護保険の2号保険者の夫婦2人世帯で大体1世帯あたりの所得を平均155万円ぐらいで、固定資産税の税額が3万2千円程度ぐらいで、平均的なもんと考えておりますが、それを試算した場合には、大体今の現行でまいりますと3万3,900円ですが、この改正後になりますと4万3,500円程度になります。大体9,600円程度が上昇していくのではないかと考えておりまして、このあくまでも平均であ

りますし、所得にも応じるわけですが、そういうような負担を市民の皆様をお願いをしていくという恰好になろうと思います。この介護保険につきましては国全体の方も医療費も上がってきております。大体本市におきますのは16年度で、大体4万1,688円、単純に1人当たりがきておりますので、合併当時が大体4万1,688円で当時は4万1,665円のかたちであります。最終的には19年度につきましては5万1,400円弱ぐらいになっていくんではなかろうかと、このように考えております。

この介護保険につきましても、それぞれいかに市民の方に対しての、市民の方自体もそれぞれその認識をどのように持っていただくというのが、これがひとつの健康教室を重ねてまいりましても、本人がいかにその本人のためになるんだということを、やっぱり自覚をしてもらうことが一番大切だろうと思います。それぞれ健康教室、プール等も歩行教室等も開催しておりますけども、継続していただくということだろうと思いますし、そこらの啓発を兼ねて強化をして、対応をして参りたいと思います。

松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

基本的にはこの国民健康保険、介護保険についても御存じのように、結局それぞれ皆さんが介護保険、あるいは健康保険にたくさん掛ればやっぱり医療費高くと。高かついた分は、今度はそれぞれ税金が高くなってくると、こういうシステムになっておるわけでございますので、それぞれ医療費をどのように抑えてくるかということが、この保険料を下げていくという、まあ、下がることはないと思いますが、上がる率をどのように抑えていくかと、こういうことになろうかと思っております。合併前につきましてもそれぞれ各町で、6町で国民健康保険税についてはばらつきがありました。やはりどうしても医者さんに掛る機会の多いところは保険税が高くならざるを得ないと、こういう実態も合併6町のなかでも差が出てきておると、こういうことであります。

しかし、病気である人をお医者さんに掛るなというわけにはいきませんので、やはり病気をどのように抑えていくかと、健康づくりということが一番大きな課題であります。特に、国も本年度から介護保険についての健康づくりというのを徹底的にやっていくという制度をつくったわけでありまして。それに従って、安芸高田市も介護支援センター等で特にお年寄りの健康づくりを集中的にやっていくという計画を実施しております。

しかし先ほど部長が言いましたように、本当に自覚をして自分が健康になるんだということでやってもらわないと、この医療費の抑制にはつながらないと、こういう問題があるので、絶えず我々は健康づくりについて、あるいは事前に病気をチェックする検診について努力を

していきたいと、このように考えておるところでございます。

それと今検討しておりますのが、ちょっと私もここに資料がないんで名前が、なんとかいう名前だったんですが、要するに現在薬の調剤をして、お医者さんがゼネリックという制度があります。国もこれを進めておるわけでございますが、お医者さんが調剤を出される時に新薬というのは20年間特許があつて、高いんじゃないんです。開発が係っておるもんで。その新薬を使うか、それか20年経過した慢性病あたりの安い薬を使うかという判断があるわけです。ですから、今まではほとんど新薬をよう効くという新薬をお医者さんも調剤されるわけです。しかし、慢性病あたりでは、もう20年経った今までの薬でも結構効果があるというのもあるわけでございます。私はもう安い分の薬を下さいということをお医者さんに申し出れば、お医者さんはもう安い分の薬で調剤をします。それが結局その医療費の抑制に係ってくると。本人さんは3割負担、2割負担、1割負担がありますんで本人さんも安くなると。で、あとの保険も安くなると、こういうことで、ゼネリックという制度を安芸高田市も普及するという方向でいけば、極端な効果は恐らく出んと思いたいますが、多少の医療費の抑制にはつながるんじゃないかと。

一説によると、これを完全にやったら1億5千万ぐらい安芸高田市でも保険料が、医療費が安くなると、こういうような話もあるようでございます。これは本人の希望ということで、やっぱり高くついても新しい新薬にしてくださいということになると、やっぱりそれが本人の希望ということもありますんで、医師会、病院等もそこらの状況を協議しながらこれを、ゼネリックという制度、どのように普及させていくかというの医療費抑制のひとつの効果になろうかというように思いますんで、それも今検討しておるところでございます。

松浦議長

ただいまの質疑の中に保健部長の方で、ちょっと追加答弁したいということでございますので。

杉山俊之市民部長。

杉山市民部長

医療費が上がれば保険税が上がっていくという中で、税等の滞納が増加するのではないかというご質問であつたらうと思いますが、もちろん上がる可能性が高いわけでございますが、この税につきましても、ご承知のように16年7月に対策本部をつくりまして、取り組みを進めているところでございます。17年度においてもいろいろと取り組みを強めておるといのが現実でございますが、特に国保税につきましても、滞納者の保険証に変わるべき資格証とか短期証の発効をいたしまして、面談等通じて分納誓約やどうしても払っていただけない方については差し押え等をやりながら成果を上げているところでございます。

平成17年度の収納状況の見込みを見てみますと、現年分が94.93%の収納率でございます。16年度と比較しますと0.2%のち

よっと減になって下がっておりますが、滞納繰越分につきましては、17年度が19.89%という収納率でございます、16年度と比較いたしますと2.79%の増ということで、そういうやり方についての成果が出ているところでございます。

医療費が上がり、保険税が上がることによって、ますます滞納が増えるということはあるとは思いますが、こうした制度を活用しながら今後におきましても現年度の収納、あるいは滞納分の徴収につきまして、強力に取り組んでいきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

青原議員

他に質疑ありませんか。

松浦議長

議長。

青原議員

11番 青原敏治君。

11番、青原です。

ちょっとお聞きするんですが、この保険税の改正が8月1日から施行されると聞いておるんですが、今の加入者に対しての啓蒙ですね、あこら辺はどういうふうになっておるのか、これが可決してすぐ施行というのは、ちょっと無謀じゃないかなという思いがするんですが、そこらのところは どういうふうになってこうなったのか、経過、経緯と今後の方法ですね、啓蒙の方法ですね、そこらあたりをちょっとお聞かせいただければありがたいと思いますが。

松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

廣政福祉保健部長

福祉保健部長 廣政克行君。

ご質問の当然この組合の加入者の方にも、この周知というのが必要だろうと考えます。本来ならば7月の上旬くらいにですね、この諮問協議会にお諮りしまして、当然1ヵ月程度の時間ぐらいいただきまして、組合の方の加入者の方の改正の理由と啓発するのが妥当とこのように考えます。

本年につきましては、いろいろ諸般の事情がありまして、まずこの時期になったこと、まずお詫び申し上げたいと思いますが、大体この基準日の本算定時が8月1日というかたちであります。この8月1日がいいかどうかというお考えもありますが、4月1日が基準日となっておりますので、いくらかはさかのぼって賦課をするという調整をするということになりますし、なるべくならば早い方がいいというかたちもあります。

問題は、もう少し早く開いて加入者の方に周知啓発するのが筋と考えておりますので、来年以降は早く会議を審、答申を開かせていただくようにしたいと思います。

このたびにつきましては、一応案内文を主旨等も箇条書きいたしまして加入者の方には配布をして、この周知を図らせてもらうという考えでございます。

松 浦 議 長  
青 原 議 員  
松 浦 議 長  
青 原 議 員

答弁を終わります。

議長。

11番 青原敏治君。

今答弁をいただいたんですが、私から見れば怠慢じゃないかなという思いがするんですね。なんぼ諸般の事情があろうがどうしても、やはり市民に直接係ることなんですね。特に加入者の人にとっては。もうかなりの金額があがっておるわけですね。それは何をおいてでもやはりそういう会議を開いていただいて、しっかり市民の方に知らしめてそれから施行するというのが、私は順序だろうと思うんです。これをいきなり広報にも載っとるんですが、これしか載ってないんですね。広報これだけページ数があるのに、一部ですよ。こんなことで啓蒙運動ができるのかなという思いがするんですが、周知徹底ができるんかということがあるんですね。そこら辺をもう少し考えていただいて、予算がないときですよ。予算がないからこそ市民の皆さんにそういうのをしっかりと伝えていかにゃいけないんじゃないかなというように思いがします。そこら辺を十分考慮されて、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

松 浦 議 長  
青 原 議 員  
松 浦 議 長

答弁はどうですか。

答弁はあれば。

じゃ、ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

廣政福祉保健部長

ご意見を十分尊重いたしまして来年度以降十分考慮してまいりたい、このように考えております。

よろしく申し上げます。

松 浦 議 長  
山 本 議 員  
松 浦 議 長  
山 本 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

15番 山本三郎君。

はい。先ほど来から同僚議員の質問を聞かせてもらっておるなかで、いろいろ感じておるわけでございますが、このたびの国民健康保険税の増税につきましては、国民健康保険の審議会と言いますか協議会で、昨年事業計画等を上げられ、そしていろいろ取り組みについていろいろ協議されたものが、今ここに上がってきて、このような状況になっておると思うわけでありまして。そして先ほど、この20日に協議会でいろいろ議論もあったと思いますが、そうした中でいろいろ判断をされ、いたし方ないという状況になったと伺っております。

この状況で、いろいろ私もこのたびの保険税の増につきましては、いろいろ考えましたところ、ある程度いたし方ない部分もあるのであろうと思いますけども、先ほどいろいろ部長など答弁を聞きますと、国民健康保険事業計画18年度の事業計画というものは、昨年の私は国民健康保険審議会の協議会のメンバーでありましたので、いろいろその

時の状況を聞かせていただいております事業計画の重点事項1、2、3、4、先ほど述べられましたけど、これは私聞いておりますとどうも役所の方はいろいろな文章を配分され、そしてこれを重点目標するといういろいろなことで答弁されますけど、実際の実績と言いますか成果と言いますか、そういうものがどのようになっておるということを明快になかなか述べられていないと思うんですね。先ほど市民部長は滞納整理の件につきまして、多少いろいろ成果をある点を申されましたが、私は、市長も申されましたが、市民の結局、お医者さんに掛る医療費ですね、これが掛るんで、どうしてもこういう状況になる。それは全くそうですが、どうするかということになりますとやはり、重点事項として掲げておる4つの中でやはり保健事業の推進というところで、どうしたらお医者さんにかからないような健康な人づくりをするか、ということをやほりするというところにつきると思うんですね。

そうした中で先ほど少し触れられましたけど、国民健康保険連合会の方で医療費の分析アドバイザーと連携をして、指導を受けながらということ去年言うところのわけですよ。やはりそれがどういうようなものになってどうで、そしてこれを市民に啓発活動をしていきたいんだというものが、全く私は聞いておりましたも見えておりません。

ただ、医療費等の自主的な積極的な情報を提供するというのを文言に入れておりますけども、そういうものが、情報がこの医療費の分析アドバイザーがどのように分析されておるかということをはきちっと情報を示して、そして、今この安芸高田市の国保税についてはこういう増税につながっていつておるんで、1人でも元気な方を育てていくためにはこういうことが必要ですというもの、しっかりとした目標をただ文章とか広報で流すというだけでなくして、実際に私は成果が見えないんですよ。そして、去年の結果でも結局、不納欠損額が58件の中で出たということで、これがまたどういような不納欠損につながっていくのか、まだ結局滞納の中であると思うんですね。そしてやはりそういう総合的に判断した時に何をどのようにしなくてはいいかないかと明快に私は述べられないと、ただこういう税の増につながるということでいたし方ないではすまないと思うんですね。

だからやはりこれは、今いろいろ合併して、すべていろいろなものが市民にとっては軽減になることは少なく、増税なことがただただ多く出るので、やはり総合的に物事一つ一つきちっと市民にわかりやすい情報公開をされないと、先ほど同僚議員が言われましたように議会ですぐ、議会が議決したもののあつと4、5日の間にぱつとこれが実施されるというよう、これは非常識極まる点もあるんですね。

私は国民保険協議会のいろいろ協議されたものに、そりゃ私が異論を申すわけではありませんけども、やはりそこらの市民の方の立場に立ちまして、考えた時にもっともっと親切な、そしてわかりやすい情報をされる必要と思います。

そういう点につきまして、今後ですね、しっかりした考え方を総合的にお答え願いたいと思います。

松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

どなたに答弁もってもらいますか。

山本議員

やはり一番こういう点を重視して、この情報公開をされるためにまとめていかれるのは、福祉部長の方からですね、きちっとこの国民健康保険事業計画の重点事項というものを掲げておられるんですから、それにきちっと情報公開をして。

松浦議長

わかりました。

福祉保健部長 廣政克行君。

答弁を求めます。

廣政福祉保健部長

ご答弁が重複するかと思いますけども、18年度以降の国民健康保険の事業として、それぞれ大きな課題として、項目として4項目掲げておりますという、骨太的なご答弁をさせていただいたように思います。中の事業について、当初予算時にご説明をしておると思ったんですけども、まず先ほど申し上げました、この医療費の分析につきましては、それぞれ本市におきます、まずどのような状態が一番医療を掲げておられるのか、そういうひとつのそれぞれの特徴的なものを掴んでらして、まずその対応をまた考えていかないといけないんじゃないかというこの分析だろうと思います。昨年度来に取り付けまして、17年度は今後のどういう18年度という、どのようにやっていくかというのが17年度の取り付けだったように思います。18年度、今年度今取り組んでいくということでもありますので、まずこの医療費が大体どのような形でどのようなものが多いとか、それぞれの分析をまずして、それから今度は健康教室等の対応の仕方を考えていかにやいけんのんじゃないかこのように思います。

先ほど申し上げましたように、この健康づくりというものがいかに、3年なら3年、5年なら5年後にその結果が出てくるのか、すぐ2日、3日して効果が出てくるというような、なかなか数値も掴みにくいところもございます。そういった意味での分析をもとにして、今後の安芸高田市としての健康事業というものを見つめ直していく必要があるというかたちで、このたびのこの分析というかたちで取り組むということだと思えます。分析が出ましたら、また当然議会の方にもご報告させていただきまして、国保事業というものがこのまんまでいいのか、またこれにより充実するものがあるのか、それはまあ、この分析が出てからのことだろうと思います。

今こういう事業を重ねておりますけども、合併をしているいろいろ研修の方も、保健事業、市民の健康増進というものをいろいろ考えてやっております。問題は先ほど言いますように、いかに加入者の方が、加入者以外の方もそうなんですけども、この健康づくりに対しての認識を高揚していったというのも当然の役割もあるように考えております。



今後、十分皆さん方にもお諮りしまして、この保険料改正につきましては、来年度より早急に時間がいただけますように考えて対応して参りたいとこのように考えております。

よろしく申し上げます。

松 浦 議 長

答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

3点ほど、最後になろうと思っておりますのでお伺いします。

まず、国保の運営協議会でも出たように聞いておりますが、この税率の改定にあたっては、やはり少子化対策にも影響してくるんだというご意見もあったようですね。ですからそういったところを本市としてはどのように考えるのか。国保の中で少子対策として負担増になっていく流れをどうやって少子対策とからめていくかという大きな課題があると思うんですね。そういったところをどのように考えておられるのか、まず1点お聞きします。

それと2点目は、この改定の状況、定かな数値というのは、今の状況じゃ出ないと思えますけど、県内の状況あるいは近隣市町の状況、あるいは類似団体というんですかね、こうやっていくと幅が広がってくるんですけども、当然そこらの分析等もされておるんだと思うんですね。そこらの数字的な検討されたことの結果があればお聞かせを願いたいというように思います。

最後に3点目としては、これからの取り組みあるいはこれまでの取り組みというふうなことでお伺いしましたが、市長本人の自覚が一番大事だというふうなことも申されましたが、当然それは言うまでもない事実であります。あるいはゼネリックの制度というのも含めて今後検討していこうということで、何点かの具体的なものは出ておりますが、もっともっと具体的にいろいろ施策というのはあると思うんですね。当然検討はされておると思うんですが、なかなかそこらが伝わってこないの、何をしておるのかというのが我々には伝わってこないということで、もう少し深く聞いてみたいと思えますが、例えばケアマネージャーあたりが介護保険の認定のための通知を出すというようなことを聞いておるんですが、これは広島市あたりは通知を出していないということなんですね。自己申告というんですかね、そういうかたちにしておるということで、そういった事務的な経費も当然かかるわけですよ。すべて出せば。出せばお年寄りのことですから、通知をもらったんだから行ってみないといけんのんじゃないんかということで、必ず行かれるということがあるんですね。逆に言えば、通知がなくても必要が出てくればいくんだというのが当然だということも、そういった考え方が広島市あたりなんかなという気がしますが、そういった小さいことでも事務経費を浮かしていくということもひと

つの経費の軽減にもつながっていくんですね。

そういったことをどのように考えておられるのか、あるいは教育委員会あたりも含めて、縦横の連携というのが必要だということは従前から言ってきておりますが、食育のことも含めて、そういう教育をすることによって自覚というのが、市長言われたようなことが生まれてくるんだと思うんですね。そういった連携というのを、本当にどのようにされておるのか見えてこないということなんですね。あるいは健康づくりそういったことも含めて、縦横の連携が本当にどういうふうに行っているのかをもっとわかりやすく説明をいただきたいと。そのことが市民に、我々もこういった状況で努力はしておるけどこうなんだというような説明をするなかで、協力を仰いでいくということができると思うんですね。そこらをもう少し明快にご答弁いただかないと、なかなか市民に納得をいただくような我々も伝え方ができないということなんで、しっかりとしたご答弁をお願いしたいというように思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問について、答弁を求めます。

3点ありますので、整理して答弁して下さい。

まず市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

少子化対策についてのご質問でございます。

この問題につきましては、国も一番大きな課題として今政策を検討しておるようでございます。我々もこの少子化対策については、この議会でもたびたび議員の皆さんからご指摘を受けておるわけございまして、国保の運営協議会の中で出たのは低年齢の子どもに対する医療費の免除といいますが、そういうものについてどのように考えておるかということでございました。これは国保の委員さんからも話があったと思いますが、安芸高田市は県の出しております方法に従って年齢設定をさせてもらっていると、こういうことでございまして、その年齢を上げていくかどうかということについては、今後の課題であろうと思えますし、周辺の状況もにらみながら検討してくる必要があると思えます。

しかし私は、この少子化対策というのは国が施策を打つしかないというように、少々の施策ではこの少子化という流れは止められないと、このように思うわけでございます。韓国が日本よりまだ少子化が進んでおるようでございますし、日本でもですがアメリカと北欧のスエーデンだったですかいね、割合で少子化が止まったとこういうことでございます。やはりいろいろ情報聞いてみますと、結局子どもに金がかかると、子どもを育てるのに金がかかると、そりゃ大学まで行かせるための経費も含めて、そこが一番問題なんで、少々小手先の金を出してもなかなかその流れが止まらんということなんで、国の大きな施策の流れの中で我々が打つ手がどこであるかということを考えて、今後とも対応させていただきたいと、このように考えておるところでござい

ますんで、具体論については今から議会のご意見等を聞きながらやっていきたいと思えますし、当面本年度の予算では特に0歳、1歳、2歳までの保育の対応ができるようにと、こういうことで保育所の新設も予算にのせて現在、実施をさせてもらっておるということでございます。

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

杉山市民部長

改定状況の関係で、県内の市町村との税率等の比較についてどういう状況かということでございますが、一応今回提案させていただきました所得割、資産割、均等割、平等割の基準引き上げ案を比較しますと江田島市が人口約3万人でございますが、所得割が2.3、それから資産割が2%、均等割が8千円、平等割が8千円という状況でございます。また、竹原市がやはり人口3万1千人でございますが、所得割が2.1%、資産割が5%、均等割が8千円、平等割が7千円ということで、それぞれ4つの区分に於いての高低はありますけれども、そういう状況でございますし、三次市と比較いたしますとやはり人口が6万人ということで、倍ぐらいの市でございますが所得割が1.3%、資産割が4.5%、均等割が7千円、平等割が4,500円ということでございます。それから低い方では庄原市が4万3千人の人口でございますが、やはり所得割が0.7%、資産割が6%、均等割が3,900円、平等割が3,900円という市もあります。また、隣の北広島町ではちょっと低うございまして所得割が1%、資産割が8%、均等割が7千円、平等割が4千円というような比較の状況となっております。

以上です。

松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

廣政福祉保健部長

介護保険関係でございますが、ご質問のようにこのたび介護保険につきまして、更新の申請のお知らせというものをお配りしております。大体この更新が人によって違いますけれども、大体半年、1年ごとの更新ということがあります。ご質問のようにこの1点、資格をご覧いただきますと当然更新をしていくわけですが、サービスを受けておられる方にはケアマネージャーがそれぞれついておりまして、更新時期等がまいりますとある程度本人が忘れとられていても、更新の漏れがなくなるというのが薄くなりますけれども、サービスを受けておられない方はそういった危険性は生じてくるということがあります。

問題はこの認定証につきましては、サービスを受けようとするということの前提においての認定証を発行するものでありまして、仰せのようにハガキが行きますと更新日が来たと、利用してなくても一応後日のために更新をしておこうというようなかたちもある程度何人かおられます。大体金額面で言いますとおかしいと思われるかもわかりま

せんが、1更新に1万4千円前後かかるかたちになります。更新を受けてもそのまんまたんすにおいておかれるというのも結構ありまして、本当に介護サービスを受けておられる方と受けておられん方の差が出てくるわけですけども、全体的に言いますと900万弱ぐらいの年間の経費が必要だと判明しておりまして、そこらのご理解をいただくために、このたびこの更新の通知を廃止させていただくことを進めております。広島市さんの方も当然そういうような措置とっておられますけども、これがいいか悪いかということもございまして、全体の経費から見ますと大分削除できるということもあります。そういうのになっても、合わせて今回この廃止の通知を、それぞれお配りをさせていただいたところもあります。

それぞれ健康的なものもあるわけで、考え方もありまして、教育委員会の方もそれぞれ分室の方も健康づくりという考え方も持っておられまして、当然行政がやることとございましてから関係部局でこの健康づくりにつきましては、協議をして市民になるべくご理解をいただくようなかたちに、一元化したものを持って来るように考えます。この健康といいますものは福祉保健部だけではございせんし、全体のこの部にわたることだろうと思います。市民が元気で過ごすということは、ひとつの源でありますから、身体が源でありますから、当然関係部局とも協議をいたしまして、今後この事業等進めて参りたいとこのように考えております。

よろしく願います。

松浦議長

これにて答弁を終わります。

他に質疑ありますか。

質疑あるようでしたら、休憩を取りたいと思います。

ないようでしたらこれを進めたいと思います。

ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

入本議員

議長。

松浦議長

14番 入本和男君。

入本議員

当件につきましては、合併前からの大きな問題でございまして、基金の取り崩しをしながら調整していくという中で、それは理解しております。しかしながら現在、本日の質問等を伺いまして、また2年間の動向見ましても、合併という言葉に甘んじて、自立した市町村に比べまして、合併をしなかった市町村に比べまして非常にこの対応が遅れているのではないかと思います。と申しますのも合併しなくて自立したところは、高齢者産業を興こしまして3年間で1人の保険料が2万円の減というような経過も出ておるわけございま

す。そうしますと当初から本日の答弁におきまして、市民部と福祉保健部が一生懸命答弁しておられるわけですが、今回の国民保険に対しては総務、財政面、教育委員会では生涯スポーツ、産業課では高齢者産業、そういうこともかかってこないこの保険料の低減ができないわけでありまして。現在補助金答申されておる問題は、7月に出して18年度から実際しておる。あまりにも行政サイド中心だって、市民を無視した今回の提案ではございます。基金を本当に取り崩しても、市民のご理解をいただくとか、現在、補助金でも1億4千万の減額を来年度から実施する新聞も出ております。そういうところの情報すべてを公開して、皆さん健康に注意しましょうと、また保険料がこうなっておりますという情報というものが、十分これでは市民に伝わらないと私は思っておりますし、決して我々一議員としてはこういう7月末の8月1日の18年度実施というのは、こういう財政推計の問題を軽々しく扱うのは私としては、本案について反対するものであります。

松 浦 議 長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
ありませんか。

〔賛成討論なし〕

松 浦 議 長

他に討論はありませんか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

賛成討論ですか。

熊 高 議 員

反対討論です。

松 浦 議 長

反対討論の発言を許します。

熊 高 議 員

はい。先ほどから質疑の中でいろいろお聞きをしましたが、なかなか納得できる答弁がありませんでした。特に具体的な対策というのがこれまでもやってきた経緯もないし、今後もなかなかそういったものが見えてくるような答弁ではなかったというようで、これではなかなか市民の皆さんに、平均で言えば1万円近いものが年間あがりますよというようなことを軽々しく言えないということがあります。しかも具体的な数値目標というのなかなか出てこない、非常に複雑な算定ということでもありますし、国のそういった流れもあるということは重々承知をしておりますが、それにしても目標というものがなかなか定められていないというような状況があります。

さらには、滞納が増えていくんじゃないかというような状況がある議案の提案でありながら、その本部長である副市長が欠席というようなそういった幹部の皆さんに非常に緊張感がない、そういった対応というのは非常に許し難いと思います。

市長のご答弁でもいろいろありましたが、国の施策でないとなりに少子化対策というのはできないというようなご答弁もありましたが、やはり国は国としてのすべきことを当然していかないとできないということも理解はできますけども、同じような環境条件の中で出生率を上

げたような自治体もあるんですね。ですから、いかにその自治体のやる気というのが必要かというようなことがポイントになってきているというような気がしますので、そういった面からしてもやはり市としての施策をしっかりとした中で、こういった結果が出たということならば、市民の皆さんも納得をしていただくことができると思いますが、これまで聞いたような答弁では到底理解をするということにいたりませんので、反対の討論をさせていただきます。

以上です。

松浦議長 他に討論ありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 ないようでございますのでこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

11時半まで休憩いたします。

~~~~~

午前 11時19分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~

日程第4 議案第89号 物品購入契約の締結について

松浦議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、議案第89号、物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議長。

松浦議長 はい。

児玉市長 議案第89号、議案名が物品購入契約の締結についてでございます。本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、救助工作車の物品購入契約を株式会社クマヒラセキュリティと締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 竹川信明君。

竹川消防長  
松浦議長  
竹川消防長

はい、議長。

はい。

失礼いたします。物品購入契約につきまして要点のご説明を申し上げます。

お手元に、この議案関係の資料と救助工作車のイメージ図を配布しております。おおむねこのようなイメージになろうかと思えます。

まず、契約の締結につきましては、今月の13日に指名業者5社により入札を執行いたしております。その結果、株式会社クマヒラセキュリティが6,070万円で落札、18日に税を含めまして、6,373万5千円で仮契約をいたしておるところでございます。

次に物品の概要でございますが、車両につきましてはダブルキャブの4輪駆動、排気量は6,403cc、乗車定員につきましては6名です。主たる車両装備につきましては、ウィンチ、発電照明装置、高圧噴霧消火装置、クレーン装置等を備え、各種の救助資機材を積載を予定しておるところでございます。

概略以上でございます。よろしくお願いを申しあげます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

熊高議員  
松浦議長  
熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

2点についてお聞きしますが、まず1点は入札率がいくらであったのかということと、もう1点は更新ということで聞きましたけども、以前あった照明車を、工作車を兼ねて使用していたような状況であったと思えますが、新たに工作車としての位置づけで購入をされるということですが、これを導入することによってどういった今までとちがう効果が得られるのか、その辺についてお伺いしたいと思えます。

松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

竹川消防長  
松浦議長

はい。

失礼いたしました。

答弁変更いたします。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

今回の物品入札執行の状況でございますが、率といたしまして66.67%でございます。

松浦議長

もう一点について。

新川総務部長 失礼します。  
議長。

松浦議長 新川文雄君。  
新川総務部長 訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。  
印刷上の都合で小さくしておりましたので、96.67%でございます。訂正をさせていただきます。

松浦議長 続いて答弁を求めます。  
消防長 竹川信明君。

竹川消防長 現状とどうなるかということでございますが、現状、さっき議員さんおっしゃいましたように照明車というかたちでいろんな工作道具を積載した出動態勢にしております。現状の出動態勢の中では、具体的に申し上げますとこの照明車プラス、タンク車というかたちの2台で救助に係りましては、出動をいたしております。この2台につきましては、この救助工作車が導入されますれば、今後については1台の工作車の出動というかたちでございます。したがって現場について活動するにも、いろんな資機材の積載場所も一箇所であり、効率的な活動あるいは、出動態勢がとれるものと考えております。

以上です。

松浦議長 答弁を終わります。  
他に質疑ありませんか。

熊高議員 議長  
松浦議長 10番 熊高昌三君。  
熊高議員 効率的になるということではありますが、旧車両は置かれるということなんでしょうか。処分されるということなんでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。  
消防長 竹川信明君。

竹川消防長 スペースの問題もございますので、具体的にはどうするかということについては今後の課題でございますけども、処分をするように考えております。

松浦議長 他に質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第89号、物品購入契約の締結についての件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。



よって本案は、原案のとおり可決をされました。  
以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成18年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さんでした。

~~~~~

11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員